

令和3年1月19日

生物資源産業学部
大学院創成科学研究科生物資源学専攻
学 生 各 位

生物資源産業学部長
大学院創成科学研究科生物資源学専攻長
長 宗 秀 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（学部学生・大学院生共通）

全国的に若者の感染者が増加しており、本学でも感染者が発生いたしましたので、「令和2年度の授業の実施等について」の通知が令和3年1月18日付けで更新されました。

また、徳島大学のBCPレベルも常三島地区は1月31日まで「レベル3 A」に引き上げられました。2月1日以降の常三島のBCPレベルは改めて通知致します。

そのため、令和2年1月12日に生物資源産業学部長名で通知していました「新型コロナウイルス感染症への対応について（学部学生・大学院生共通）」を下記のとおり変更しますので、ご協力をお願いします。

引き続き、必ず徳島大学ホームページ、Cアカウントメール及び教務システムを頻繁に確認し、最新の情報・指示に従うようにしてください。

※赤字の部分は前回からの変更箇所

記

- (1) 授業については、「BCP レベル0」となるまでは、原則自宅からの遠隔授業等の実施のみとする。対面授業は実施しない。ただし、学部長等が承認した対面授業又は学位取得のための研究等（卒業・進級要件に関するもの又は学位取得のための研究等で延期不可能なものに限る）は、十分な感染防止対策を講じた上で実施できる。また、自宅のネット環境が十分でない場合は、学内のWEB環境と感染防止対策が整った部屋で受講することができる。
- (2) 学内への立ち入りについては、可能な限り立ち入りを控えること。ただし、学部長等が承認した対面授業又は学位取得のための研究等（卒業・進級要件に関するもの又は学位取得のための研究等で延期不可能なものに限る）、及び各種申請手続きを行う場合は例外的に対面で行うことができるので、そのための立ち入り、及び自宅のネット環境が十分でない場合に、学内のWEB環境と感染防止対策が整った部屋で受講する場合のみの入構は許可する。なお、学内へ立ち入る場合は、「新型コロナウイルスの感染防止に関する授業実施ガイドライン（学部学生・大学院生）」に基づき、徹底した感染防止対策をとること。
- (3) 2月7日までの間は、県をまたぐ移動や不要不急の外出を避けると共に、やむを得ず県をまたぐ移動をする場合には訪問先の都道府県が発信している最新の情報を十分確認し、必要な感染防止対策を講じること。また、感染拡大の警報等が発信されている地域への旅行を見合わせる

こと。
また2月7日までの間に、やむを得ず対象都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木

県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県をいう。以下同じ。)に移動する場合は、必ず学務係へ連絡するとともに、対象都府県に移動した場合は、再び徳島県に戻って以降、14日間の自宅待機による体調確認期間を確保すること。

- (4) 海外渡航について、出張・研修によるものは原則禁止とし、私事渡航については自粛を求める。やむを得ず渡航する場合は、学務係へ連絡し、帰宅後14日間の自宅待機とする。海外渡航については、学務係アドレス bb.stu.section@tokushima-u.ac.jp に学生番号、氏名、渡航先(〇〇国〇〇地区)、移動目的、移動期間を明記して送付すること。また、移動の旅程に変更があった場合も同様に速やかに連絡すること。海外で感染したと考えられる事態が生じて、そのために受講できなかった授業に対して補講などの代替措置を行うので、必ず提出すること。(ただし、観光やレクリエーションは、やむを得ない理由には当たらない)。
- (5) 日常的に3つの密(密閉、密集、密接)を回避し、検温等による体調管理に努めること。特に5人以上の会食及び歌唱を伴う飲食等については、自粛すること。通学時に列車やバス等の公共交通機関を利用する場合は、必ずマスクを着用するとともに、人とは離れて座る、手すりやつり革等不特定多数の者が触れるものには触れない等の感染防止対策を講じること。また目的地に到着した際は、必ず手指の消毒を行うこと。喫煙場所での感染リスクが指摘されているので、喫煙される方は注意すること。「BCP レベル0」となるまでの間は、体調不良等がある場合は、必ず学務係へ連絡するとともに別紙「新型コロナウイルスに関する措置(学生版)」(徳島大学ホームページ掲載)に従って対応すること。また、本人又は家族がPCR検査を受けることになった場合は、速やかに上記(4)のメールアドレス宛に学務係に報告すること。
- (6) 体調確認期間の確保や感染等のため、遠隔授業や対面授業(定期試験含む)等に出席できない学生については、上記(4)のメールアドレス宛てに必ず学務係に連絡すること。連絡があった場合は欠席扱いとはせず、可能な限り補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い単位修得に影響が出ないようにするので、理由を含めて必ず連絡すること。
- (7) 新型コロナ感染症拡大防止等の連絡が学務係、教員等からある場合は、全面的に協力すること。
- (8) その他、授業出席やそのための日常生活における注意事項については、別紙「新型コロナウイルスの感染防止に関する授業実施ガイドライン」のとおり実施すること。

生物資源産業学部事務課 学務係連絡先

電話 (088) 656-8021・8020

MAIL bb.stu.section@tokushima-u.ac.jp

新型コロナウイルスに関する措置（学生用）

